

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた
更新許可事務等における対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組が全国で進められているところであるが、日々の国民の生活や経済活動を支える必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理事業を安定的に継続させるためにも、一般廃棄物処理業の許可の更新の申請等のために庁舎に赴いて対面での申請行為をすることや、申請のための添付書類を用意することが、まん延防止の妨げとならないよう、申請の受付方法や添付書類について、適切な対応を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一般廃棄物処理業者の事務にも影響が出ていると考えられるところであり、その負担をなるべく軽減することが望ましいことから、許可の更新のための事務等に係る留意事項や申請手法等について、次のとおり通知する。なお、郵送による申請等については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に限らず活用できるよう、これを機に許認可事務の合理化の一環として一層の促進を検討されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

一 従前の許可が有効であること等について

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条は、申請が行政庁の事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないとしているが、一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 7 条第 3 項及び第 8 項では、一般廃棄物処理業の許可の更新に関し、行政庁が処分するまでの間は、従前の許可の有効期限の満了後も当該許可がなおその効力を有するとしている（以下「有効期間延長の規定」とい

う。) ところである (別添)。

かかる有効期間延長の規定を適用する場合にあっては、許可証で明示された許可の期間からみると、許可が無効であるかのような外見を呈することがある。このため、一般廃棄物処理業者が有効な許可を有していることを対外的に判断できるよう、許可の更新の申請をした事業者に対して、申請が受け付けられたことがわかる文書 (受領印が押された申請書の写し等) を申請者に対して郵送により交付するなど、地方公共団体の実情に応じて、処理業者の許可が有効であることが対外的に示されるための措置をとられたい。

二 郵送による申請について

一般廃棄物処理業の更新許可事務等においては、窓口による対面での対応によることを推奨している地方公共団体もあると考えるが、このような地方公共団体にあっても、少なくとも新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいる間においては、郵送による申請を積極的に推奨されたい。この際、仮に全ての申請を郵送で受け付けることが難しい等の事情があるのであれば、例えば一般廃棄物処理業者の負担の軽減の観点から、特に遠方の一般廃棄物処理業者からの申請については、郵送による申請を推奨する等の対応も考えられる。また、許可の有効期限の到来が間近で、郵送による申請によっては許可の更新が間に合わないと予想される場合については郵送による申請の推奨の対象としないなど、各地方公共団体の実情に合わせた柔軟な対応を図られたい。

三 電子メール等を利用した申請について

郵送とあわせて、電子メール等を利用した申請についても推奨されたい。

地方公共団体によっては、申請書のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号) 第 2 条の 2 及び第 2 条の 4 に規定する一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可の基準の適合に係る判断のための添付書類の提出も必要とされているところ、申請書や添付書類を電子的に送付して行う申請にあっては、申請書や添付書類が真正であることの確認ができない等の理由により、審査事務を完了することが困難な場合もあると考えられる。申請書については電子署名を活用することも考えられるが、それが難しい場合であっても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、申請の受付については電子メールを利用して行い、審査事務自体は後日補正を活用するなどにより適切に行うこととして、有効期間延長の規定を適用するといった対応も考えられる。この場合において、添付書類については、後日原本と照合するなどして真正性を確認するよう留意されたい。

また、法令上添付書類の提出が義務付けられている一般廃棄物処理施設の設置の許可申請等においても、申請書及び添付書類について同様の取扱いをするよう留意されたい。

四 添付書類について

申請に係る事務に当たっては、添付書類の不備がある場合においても、そのことをもって直ちに申請を却下又は不許可とするのではなく、申請を受け付けた上で補正を指示することで、有効期間延長の規定を適用するといった対応を検討されたい。ただし、業者が自ら単独で作成できる書類など、現状で用意することができる書類については、可能な限り添付した上で申請をすることが、一般廃棄物処理業者には求められる。

不備のある書類については、後日、郵送又は窓口に持参する等の方法により、最終的には提出される必要がある。

別添

廃棄物処理業の許可に関するお知らせ

環境省環境再生・資源循環局

一般廃棄物及び産業廃棄物処理業の許可の更新に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項、第 7 条第 8 項、第 14 条第 3 項、第 14 条第 8 項、第 14 条の 4 第 3 項及び第 14 条の 4 第 8 項の規定により、許可の更新の申請に当たって、行政庁による処分がされるまでの間は、従前の許可の有効期間の満了後も当該許可がなおその効力を有することとされています。

このため、一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者の有する許可証に記載されている有効期限が切れている場合でも、既にその許可の更新の申請が受け付けられ、地方公共団体による審査がされている間は、許可は引き続き有効です。

地方公共団体においては、許可の更新申請を受け付けた旨の文書を申請者に交付している場合がありますので、これによって、廃棄物の処理業者がした許可の更新の申請が受け付けられているかどうかを確認することができます。

詳しくは、一般廃棄物については市町村の一般廃棄物担当部局へ、産業廃棄物については都道府県（いわゆる政令指定都市又は中核市にあっては、市）の産業廃棄物担当部局へお問い合わせください。